

志太広域事務組合の新規廃棄物中間処理施設にかかる 藤枝市における立地選定プロセスにおける問題点

2003年6月1日
株式会社環境総合研究所
副所長池田こみち

< 藤枝市行政内部の意思決定プロセスにおける課題 >

藤枝市・焼津市・大井川町。岡部町の二市二町にかかわる広域的な廃棄物処理施設の新規立地地域の選定プロセスについて、平成13年4月11日の第7回循環型廃棄物処理施設対策本部会議から平成13年12月14日の第20回同会議の議事録及び資料を精査した結果、以下の点から廃棄物処理施設の新規立地候補地を決定するプロセスは重大な問題があることが明らかになった。以下のことを考慮し、本件立地選定に関わる決定は、一旦白紙にもどし、改めて開かれた場、透明性の高いプロセスを経て市民参加のもとで議論されることが望ましい。

立地候補地の選定以前に、二市二町の将来におけるごみ処理のあり方について根本から議論し、施設建設費・維持管理費にかかる膨大な公共負担と環境リスクを考慮し、本来の循環型社会としてあるべきごみ処理システムを検討すべきである。

少なくとも本体プラント、周辺整備を含め数100億円の公共事業の実施に際しては、その事業の必要性、技術選定や立地選定に関わる環境面・経済面・社会面からの妥当性、意思決定プロセスの正当性(開かれた場で市民参加のプロセスを経て民主的な手続きのもとで決定されたかどうか)が問われる。

1. 手続き上の課題

最終候補地発表の前日に至るまで地元(助宗地区)はもとより、対象地域の住民に対して一切の経過報告、説明もないということ自体、極めて閉鎖的かつ不透明な意思決定プロセスであると言わざるを得ず、地元住民のみならず、市民の了解を得ることは難しいものと思われる。

藤枝市と志太広域事務組合との責任の所在が不明確である。二市二町の住民全体に関わる問題であり、構成市町が集まって開かれた検討の場を設けるべきである。

最終候補地の選定は、平成13年4月以降、すべて藤枝市の助役以下ごく限られた行政担当者間で協議され、助宗地区に絞り込まれていくが、その決定の責任が藤枝市長にあるのか、志太広域一部事務組合にあるのかが明確になっていない。

住民のみならず、議会に対しても十分な説明及び討議の機会が設けられておらず、議会軽視といわれても仕方がない状況が見て取れる。

志太広域事務組合の議員としての立場と藤枝市あるいはその他市町の議会の議員との立場を明確に分けた上で、検討が行われるべきである。

何回となく、地元の意向として、既に用意された工業団地計画のための土地の有効利用に言及されているが、一部住民の意向をもって地域住民の意向にすり替えるような議論の展開は行うべきではない。

2. 候補地選定に関わる技術上の課題

新規焼却炉の立地に係る環境リスクについて、最初から最後までまったく念頭に置いていないことは論外である。

評価項目をみても、急傾斜地や希少動植物などごく限られた自然環境項目の対象としており、最も重要な焼

却炉の排ガスによる地域への影響について一切考慮されていない。

主要な評価の視点は、本体プラント以外の事業費、主としてアクセス道路の整備費や付帯施設の内容、整備費などとなっており、地元の意向を全く把握かつ考慮しないで、施設受け入れのアメとしての箱もの整備に重点が置かれていることは極めて問題である。

対象地域の土地利用(現況が優良農地であることや有機栽培の茶農家が多く立地している等)や産業の実態について全く考慮されていない。

費用を問題にするのであれば、アメとして示される付帯施設部分を過剰に盛り込むこと自体費用を大きくすることに直結し、公共事業のあり方として矛盾している。

途中から付帯施設等の整備に関連し、コンサルタントに委託してまちづくりのコンセプトや施設配置、土地利用などの検討を行っているが、地元は一切の説明がないその時点で、新規焼却炉の設置を核としたまちづくりを議論する以前の段階であり、時期尚早であるばかりでなく、問題をすり替える無駄な委託調査と言わざるを得ない。

行政は、本来地域住民の健康と安全、地域環境の保全等について優先的な検討及び対策を講ずることがその主たる役割であり、それについて一切言及、また配慮なく、施設立地の容易性、すなわち事業者の都合を優先した今回の検討経過及び内容は、地域住民にとって納得のできるものではない。

そもそも、廃棄物焼却施設の立地が地域振興や地域経済の活性化に直結するようなとらえ方そのものが問題と言わざるを得ない。

以下、個々の会議における議論の内容についての課題を列挙する。

<平成13年4月11日(第7回)~12月14日(第20回)藤枝市循環型廃棄物処理施設対策本部会議における協議内容の時系列的な課題>

(1)平成13年4月11日第7回循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・用地選定については、「白紙の状態から選定する」こととしながら、志太広域事務組合がすでに進めていた33候補地のなかの藤枝市内の候補地13カ所を基本としていくということで、必ずしも白紙からの検討にはなっていない。この時点で、改めて「白紙」から検討することとしたのであれば、当然、第三者や地元市民の参加を得ながら透明性の高い選定プロセスを模索すべきである。

・新たな廃棄物焼却処理施設を「循環型廃棄物処理施設」とし、その特性を認識しておく必要がある、と記載されているが、具体的にどのような内容の施設をもって「循環型処理施設」と理解しているのか、定義や規定が不明確である。

・平成12年11月6日に藤枝市としての本案件に対する方針を検討する目的で「循環型廃棄物処理施設対策本部会議」を設置し、以下の ~ について検討が開始されているが、

市議会対応

志太広域事務組合対応

庁内体制

地域振興策

地元対策

事業推進に必要な事項

これらの中に、必要となる施設の規模・内容、市民に対する情報提供・説明、施設立地選定にあたっての

環境問題への考慮など重要な点が一切ふくまれておらず、きわめて不十分な検討内容であると言わざるを得ない。

・庁内体制として、プロジェクトチーム（PT）A、Bの2チームを設置し、PT-Bは、地元対策と地域振興策の策定を検討することが主な役割となっているが、地元は一切の説明がない選定プロセスの中で地元対策をどのように検討できるのか。また、焼却施設の設置が地域振興策となるという根拠は何か。当初から施設を地元を受け入れさせるために「アメ」としての地元対策しか検討していなかったことは明白であり、市民を無視した政策決定プロセスであると言わざるを得ない。

（2）平成13年4月17日第8回循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・4月16日に議会代表者会議を開催し、「施設受け入れを受諾することを了解する旨の回答を得た」とあるが、このような重大な案件について、一部議会代表者の了解だけで受け入れを決定することは必ずしも妥当ではない。藤枝市議会全体に対して、市民が傍聴も可能ななかで必要な説明を行い、藤枝市が新たな焼却施設を受け入れることの妥当性、可否とうについて議論することが必要と考えられる。

・藤枝市の基本方針として、以下の4点が挙げられているが、社会経済的な影響、環境影響について一切の言及がなく、きわめて不十分な基本方針といわざるを得ない。

<基本方針>

建設用地は、二市二町の住民福祉と地域振興を図るものとし、必要な用地を志太広域組合の責任で確保すること。

用地取得、施設本体建設、付帯施設建設の整備費用は、基本的に広域組合の負担で行うものとする。

それに伴う負担割合は、引き続き構成市町で誠意をもって協議する。

整備推進には構成市町が全面的に協力すること。

ゴミ焼却施設が地域の住民福祉と地域振興をもたらすとする根拠は何か。

・藤枝市が正式に（新規焼却炉の立地を）引き受ける理由として、高柳の現焼却施設の設置期限の問題、ゴミ処理広域化計画の策定、これまでの志太広域の取り組みの3点が挙げられているが、上記3点が藤枝市内に立地選定しなければならない理由として十分説明がなされていない。特に、「志太広域のこれまでの取り組み」とは何を意味するのか不明。

・志太広域組合理事会に対する市長の説明資料の中に、「議会とも相談を重ねた結果」とあるが、議会ではどのような会合で、どのような構成メンバーのもと、どのような説明及び議論を経て合意に至ったのかが不明である。

（3）平成13年4月26日第9回 循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・志太広域が当初選定した13カ所の選定根拠が明らかにされていない。

・藤枝市の選定要件として、以下の3点が示されているが、いずれも事業者側の都合であり、地域住民への配慮がまったくなされていない。特に環境面への言及が一切なく、迷惑施設を受け入れる地元への配慮に欠けている。

<藤枝市の選定要件>

処理施設用地として、比較的早期に実現可能と見込める土地。

地域振興のための付帯施設を考慮し、一団で5ha前後が取得可能な地域。

地域が比較的未開発で、施設の設置により、今後の地域の活性化が期待される地域

・第二段階の選定の時点で、第一段階の候補地選定においては、地滑り防止地域、急傾斜地指定地域のみが主要な選定条件であることが明らかになるが、その二項目だけが考慮されたとすれば、きわめてお粗末な選定要件であると言わざるを得ない。この段階で、さらに、アクセス道路の有無、他の事業計画が進行している地域、住宅地、居住者や事業者の移転を伴うかどうか、といった数項目が選定要件として加えられ、9カ所が候補から除外されている。このことから見ても、当初の候補地選定のずさんさ、妥当性のなさが浮き彫りになっている。

・この時点で、当初の13カ所の候補地には含まれていなかった「助宗」地区がいきなり14番目の候補地として浮上し、その理由として、「工業団地整備計画が頓挫し、地元が新たな土地利用を模索している」ことを挙げているが、地元とは具体的にどの範囲の誰を指すのか、不明瞭である。地域に対して全く説明が行われない段階で、一部住民の意向を地元の意向として議論することは問題である。

・最終的にこの時点で、13候補地から9候補地を除外した4候補地に新たに助宗地区を加え、5地域を候補地として詳細検討を行うこととなるが、詳細検討の内容について十分な議論が行われた形跡が見られない。

(4) 平成13年5月14日第10回 循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・前回で最終的に残った5地点についての比較検討が行われているが、その内容は、主としてアクセス道路の整備の必要性、整備事業費等が中心となっており、一切環境影響の綿からの検討が行われていない。その結果、第三段階の絞り込みとして、2地点を除外し、残り3候補について、さらに道路整備計画や概算事業費などを精査して比較することとしている。ここでも、一切環境面についての言及がない。

この過程で2地点を除外した理由として、1地点は、山間部で残土処理と周辺防災対策及び搬入路の整備に費用と時間がかかることを挙げているが、もう1地点については、「市の政策として・・・に清掃工場を設置することは地権者並びに市民への信頼に反すると考えられる」としている。ここで言う「市の政策」とは具体的に何を指しているのか、その内容を明らかにすべきである。

・同会議で配布された「資料 - 1スクリーニング結果表 (H13.5.9作成)」の検討項目を見ると、

- 【1】用地取得の容易性
- 【2】近隣衛生施設の状況
- 【3】収集・運搬コスト、交通アクセス(広域性)
- 【4】建設コスト(プラント建設費は除く)
- 【5】周辺環境への影響
 - ・希少種の有無、自然緑地の割合
 - ・周辺500m圏内の土地状況
- 【6】周辺交通への影響
- 【7】スケジュール影響要因(法規制、造成期間)
- 【8】地域の発展性(付帯施設による地域への寄与)
- 【9】敷地の拡張性(建て替え、増設)
- 【10】その他(周辺500m圏内の定住人口)

となっており、10項目の内、6項目()は事業者の都合であり、周辺環境への影響の中身は、わずかに希少種の存在と自然緑地の割合のみが考慮されているに過ぎない。従って、この検討項目はどのようなプロセス

を経て誰が決定したものか、が明らかにされる必要がある。また、「焼却」という環境影響をもたらす事業の実施に際して、一切環境リスクについての言及がないことはきわめて不自然であり不十分な内容であると言わざるを得ない。また、500m圏内の土地状況としては、具体的にどのような内容が検討されたのか、明らかにされる必要がある。

(5) 平成13年5月28日第11回 循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・この段階では、残された3候補地について現地調査及びそれに基づく比較検討について議論されている。その結果、道路・水路などの周辺環境整備の必要性、周辺住民への影響度、を把握、さらに、運搬経費、搬入道路・新誘導路整備費、地権者数等を比較、また土地の形状、建設までの期間が短いこと、が検討されている。しかし、重要な周辺住民への影響度としては、具体的にどのような内容が協議されたのか明らかになっていない。

・最も問題となる点は、新たな廃棄物焼却施設が地域のまちづくりの核施設となることが前提となった議論が行われている点である。「地域の発展のために周辺まちづくりがどのようにできるか」をコンサルタントに委託して調査することが決定されるが、コンサルタントに委託して調査すべき内容は、まちづくりとして必要な施設整備などではなく、その施設の必要性、妥当性、環境影響などであり、検討の方向が根本的に間違っていると指摘せざるを得ない。

行政として考えるべきことは、いかに地域住民への影響の少ないしかも費用負担の少ない事業を提案するか、透明な立地選定を行うかであり、施設受け入れの見返りに地元の意向を考慮しないまま「まちづくり」と称して新たな施設整備を進めることは適切なアプローチとは言えない。

(6) 平成13年6月20日第12回 循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・議会への中間報告の内容について検討が行われている。その中で、候補地選定にあたっては、

地域の発展性

周辺環境への影響

用地取得性

建設コスト

などの条件を整理し必要面積も含め慎重に取り組んでいる旨を説明することとしているが、実際には、周辺環境への影響はほとんど考慮されていないに等しく、議会の判断をゆがめる説明となっていたことが危惧される。

・しかも、議会への中間報告は、あくまでも組合議員に対してのものであり、議会全体への説明ではないことも問題である。

・コンサルタントへの委託調査内容についても議論され、3候補地周辺20～30haについて、施設配置、機能別ゾーニング、整備事業費の算定について比較検討することが合意されているが、先に述べたように、この時点で検討すべき内容としてはきわめて偏りがあり、問題が多い。地域住民への説明も行わない段階で、住民を納得させるための付帯的な設備を「アメ」として用意しようとするものであり、このような調査が住民の信頼を得る上での材料となるとは思えない。

・委託先のコンサルタントも名称、予算も開示すべきである。

・資料-1「志太広域事務組合・藤枝市議員に対する報告(案)」の中では、「新しい処理施設は、新しい技術で安全かつ合理的に処理しようとするものであります」と指摘しているが、それについての具体的な説明が行われていない。何を以て安全かつ合理的とするのか、明確にすべきである。

・また、同報告案の中で、「再度選定条件の見直しをする」として、先の4項目を列挙しているが、その具体的な内容についての説明はなく、説明内容としてはきわめて不十分である。

・資料 - 2 「候補地選定調査業務の概要」として、コンサルタントへの委託調査内容が示されている。

< 調査業務の内容 >

1 . 資料整理及び条件の整理

2 . コンセプトの設定

地域特性にあった、施設計画全体のコンセプト設定

3 . 計画対象地域の機能整理と機能分担の検討

計画対象地域の機能別ゾーニング

4 . ゾーニングに基づく配置計画（案）の作成

地区の用途、必要となるインフラ整備、法規制等の概要を明確化し配置計画図作成

5 . 概算事業費の算定

繰り返し述べるように、「まちづくり」の一環として本焼却施設の建設を捕らえるのであれば、なおさら、地域住民への説明、市民の参加による主体的取り組みなどが不可欠であり、立地に関して一切の市民への説明報告、などが行われない段階で、このような町作りコンセプトなどを描くことは無駄なことであり、意味がない。施設の配置などは末梢的な事項であり、それ以前の手続きの透明性がない段階では無意味である。

(7) 平成13年7月30日第13回 循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・上記の調査結果として、コンサルタントから3候補地のまちづくり基本コンセプトの提案が報告されている。

助宗地区は、無農薬の茶栽培農家が多く立地し、優良農地として第一次産業が後継者にも恵まれて営まれている地域である。そうした地元農家の意向を一切無視して、

山間地域の新たな交流拠点と温熱供給センターとしての活用

地場産業創造パークと温熱供給センターとしての活用

といった「コンセプト？」が提案されているが、地元の意向、ニーズ、現状等を反映したものととは考えられず机上の空論である。このような「付帯施設」が地元の施設受け入れの「アメ」となると考えていること自体が問題と言わざるを得ない。この時点で検討すべき内容は、焼却施設を核とするまちづくりのコンセプトではなく、施設による環境影響、リスク評価であり、施設内容・規模の必要性・妥当性である。

・実際、議論の結果として、「様々なまちづくりが可能と地元で誤解を与えることは避けるため、実現不可能なものは外す必要がある」との意見が出されており、本調査が地元を納得させるためのものであることは明らかである。

(8) 平成13年8月9日第14回 循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・この時点では、議会への昼間報告の内容について検討され、8月13日に代表者会議に報告し、その結果を踏まえて8月21日に市議会全員協議会へ報告するとしている。

その報告内容案を見ると、当初は2.5haとしていた最低必要面積を付帯施設などを含めた場合、概ね5ha知恵度が必要であるとし、それを前提に候補地を絞り込んでいるという説明内容となっている。これは、地元の合意を得るためにあえてアメとしての「付帯施設」整備を追加したため、用地が倍になることを意味している。また、議会に対しても、候補地選定過程で検討された具体的な地名については明らかにされず、「該当地域の将来の発展性を十分に見据えて、最終的に1カ所に絞り込んでいきたい」とし、依然として、環境影響についての言及はなく、焼却施設の建設が地域の発展に結びつくという主張を軸としていることが見て取れ

る。具体的にどのような地域の発展が見込まれるのか、についても詳細な説明があってしかるべきである。

(9) 平成13年9月28日第15回 循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・コンサルタントから3候補地の土地利用計画基本コンセプト、土地利用ゾーニング検討図などが示されその内容について議論されている。

その中で、助宗地区については、「処理施設をエネルギーセンターとした資源循環型工業団地構想」となっており、意見として、景気低迷が続く経済状況のもとで、工業系の立地を疑問視する意見と、一方では清掃工場と一体化する工業を誘致できるのではという意見とが出されているが、依然として一切地元への説明のない段階での「コンセプト(構想)」であり、実現可能性については不確定要素が多い。実際問題、工業団地などとした場合には、焼却施設に加えて複数の環境負荷施設が集中する可能性もあり、周辺の土地利用や産業等を考慮した検討が必要となり、アセスメント等を考えると時間と費用がさらにかかることになる。

・同会議では、循環型廃棄物処理施設検討委員会担当者会と称して、二市二町の企画担当者(市は部長クラス)による組織を立ち上げることにについて提案され、合意されている。その担当者会での協議内容として、10項目が列挙されているが、環境面についての検討は一切含まれていない。

<協議内容>

1. 議会、地元説明会に必要な次の条件(案)等について協議

- (1) 施設の仮称
- (2) 新施設整備方針(用地面積の決定)
- (3) 周辺整備方針
- (4) 設置期間
- (5) ダイオキシン自主規制値案
- (6) 環境教育・学習施設の方針
- (7) 余熱利用施設・コミュニティ施設の方針
- (8) 配置計画案・全体ゾーニング図
- (9) 全体スケジュール案
- (10) その他

2. 「1.」以外の協議内容

- (1) 処理方式
- (2) 付帯条件
- (3) 負担方法
- (4) その他

(10) 平成13年10月9日第16回 循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・10月5日に第一回担当者会議が開催され、上記の協議内容について議論されたことが報告されているが、詳細な検討内容は明らかになっていない。

・候補地の比較検討として、以下の内容が議論されているが、あいかわらず事業者側の都合やアメとしての付帯施設の検討に終始している。

<比較検討内容>

・周辺整備区域の地盤改良にかかる費用、手法

- ・二市二町の中心からの距離・運搬経費
- ・周辺道路整備の必要性和それに伴う費用負担
- ・市境への設置の問題点の整理
- ・搬入車両による交通量の増加による影響
- ・余熱利用施設内容（温水プール、温浴施設、園芸ハウス、発電等）と地域振興

特に、「付帯施設の設置により、どれだけ地域振興、発展が可能となるかが用地選定のポイント」と言明しており、立地選定プロセスの正当性については一切言及されていないことが問題である。地元住民に一切の説明のないままここまで議論を進め、アメとしての付帯施設を用意することが地元を納得させる最も重要な要素と考えていること自体、住民の意識や意向を無視したものである。

・資料 - 1 「 委員提案への検討内容」として、3候補地の用地としてのメリット・デメリットが主に用地の形態、道路整備、事業費などの面から検討された資料が提出されているが、これは誰がどのような立場で提案したものか、明らかにする必要がある。あるいは、同会議として、 委員に提案するための検討なのか、資料の作成された目的について明確にする必要がある。（誰が誰のために、何の目的で作成した資料か）

・上記資料 - 1の中で、助宗地区については、「地元の意向として、道路拡幅並びにバイパス整備も現実的には不可能であるので、瀬戸川堤防上の歩道整備を要望するという案も出ている」とされているが、この段階で「地元の意向」とは何を指すのか。正式なかたちで地元に対する説明が行われていない段階で、一部住民の意向を「地元の意向」として取り上げることに問題がある。

・終始、検討の中心は道路整備等にかかる市単独の費用負担のことであり、それ以外の環境問題等については、軽視されている状況が見て取れる。

(11) 平成13年10月17日第17回 循環型廃棄物処理施設対策本部会議

- ・3候補地の最終比較検討が行われている。

地域（候補1）

・ABCの3案について検討されているが、A案の場合には、現在住宅を新築中、B案の場合には、4～6戸の住居移転が必要となる、C案の場合には、山間地の造成にあり膨大な発生土砂量の処分が課題となる、さらに、搬入路と河川整備に伴う投資が必要となる、軟弱地盤であり東海地震への対応が危惧されるなどの理由から不適とされる。

・そもそも、当初から候補地としてはふさわしくなかったことを示すものであり、選定条件、選定プロセス自体が疑問視される。

地域（候補2）

・「用地周辺には住宅が多く、地域の発展性としては用地内に限定され、周辺への発展が制限される。」と評価しているが、ここでいう「発展」とは何を意味しているのか。

・「次世代型新施設は、環境面への影響は少ないと考えられるが」としているが、その根拠は何か。

・「世帯数が多く地元の了解に時間がかかる」とあるが、世帯数が少なく地元説得がしやすい地域であればよいという考え方は、疑問である。

・「二市二町の中心に位置し搬入コストの面では優れているが、周辺地域整備等への影響がかなり大きい」とあるが、周辺地域整備等への影響とは具体的に何を意味しているのか不明である。

助宗地区（候補3）

・「工業団地計画は中止されたが、地元は別の形での地域振興を望んでいる」とあるが、ここでいう地元とは誰を指すのか。新焼却炉の建設が地域振興に役立つという根拠は何か。

・「優良農地をつぶすことになる」と指摘したが、そもそも優良農地が候補地に含まれることが問題であり、当初からの選定要件、選定プロセスに課題がある。

・「余熱を利用した新たな農業の可能性」とあるが、これについては、地元農家の意向が最も重要であり、事前の説明や意向把握が適切に行われない段階で安易な判断をすべきではない。

・5月14日の第10回会議で配布された「資料 - 1スクリーニング結果表」の検討項目には、【2】として、近隣衛生施設の状況が検討されている。これは、同一地域に、いわゆる迷惑施設が集中することを避ける目的で検討された項目であるとすれば、すでに助宗区には志太広域組合の最終処分場が設置されていることから、その点を考慮した議論が当初からされるべきではなかったのか。

上記の3候補地についての検討結果を次回に市長に示し、意見を聞いた上で最終決定することが合意されている。

この時点での資料 - 1「候補地比較表（総合比較）」に示された内容は以下の通りである。

< 検討項目 >

- | | |
|-------------|--|
| 【1】地元交渉 | (1) 対象町内会等 (2) 周辺民家数(500m内) (3) 地域特性(住民性) (4) 環境衛生施設等 |
| 【2】地域の発展性 | (1) 付帯施設の利用度 (2) 施設設置による地域振興の可能性 (3) 地域開発への地元の期待度 |
| 【3】周辺環境への影響 | (1) 開発による自然環境への影響 (2) 搬入車両による影響 |
| 【4】用地の取得性 | (1) 用地取得費 (2) 移転補償件数 (3) 用地買収の難易 |
| 【5】施設整備関係 | (1) 敷地造成 (2) 地区内道水路整備 (3) 特別高圧線建設費 |
| 【6】地区外整備関係 | (1) 道路工事費 (2) 水路河川工事 |
| 【7】収集・運搬経費 | (1) 平均距離 (2) 年間経費 (3) 現行との比較(増減) |
| 【8】条件整備等 | (1) 地元付帯条件の要望 |
- } 二市二町別

なお、資料 - 2として候補地の概算事業費比較表も添付されている。

< 概算事業費比較項目 >

- | | |
|----------|-----------|
| 【1】用地取得費 | (1) 用地取得費 |
|----------|-----------|

- (2) 移転補償費
- 【 2 】 整備関係費
 - (1) 敷地造成費
 - 盛土搬入工、 整地工、 地盤改良工
 - (2) 地区内道路整備費
 - (3) 公園緑地整備費
 - (4) 雨水排水整備費
 - 排水路整備、 防砂池設置、 水路改修
 - (5) 特別高圧線建設費
- 【 3 】 地区外整備費
 - (1) 道路工事
 - (2) 水路河川工事費

(3) 周辺環境整備費

(1 2) 平成 1 3 年 1 1 月 9 日 第 1 8 回 循環型 廃棄物 処理 施設 対策 本部 会議

・ はじめて藤枝市長が参加するなかで会議が開かれている。報告内容は、志太広域組合の助役会での内容と候補地選定の内容と結果である。この結果を藤枝市長から焼津市長（戸本氏）に報告し、その決定を受けて最終決定とするとなっている。しかし、他の二町についてはどのような報告がなされたのか。あくまで二市二町の住民が出すごみの処理施設の問題であり、対象地域の住民全体の問題として開かれた議論がなされるべきである。

・ 助役会では、買収面積を付帯施設を含め 5 h a とすることを基本とすること、地元への付帯施設整備費については、限度額を定めること、費用負担のあり方等について報告しているが、地元への説明以前に付帯施設を前提とした計画としている点が課題である。

・ 候補地選定の経過及び結果の説明

第 1 7 回会議で議論された内容を基本とした説明が行われ、最終的に、助宗地区は、「二市二町の中心からの距離は遠く搬入コストはかさむ点と、付帯施設の利用に対する利便性（が低い）点について構成市町へ理解を求める必要がある」としつつも、助宗地区を候補地として決定することとなった。適地であることの大きな理由として工業団地計画のために用地がすでに確保されており、その土地の活用について地元が模索している、ということが挙げられているが、地元の意向がどのようなかたちで把握されているのかについては、明らかにされていない。あくまでも事業者側の都合のよい地元意向の解釈に過ぎないのではないか。

一般的に考えても、廃棄物焼却施設の立地が、地域振興に役立つ例はなく、工業団地用に整備された土地の代替利用として地元がすぐに受け入れると考えるのは安易に過ぎている。

(1 3) 平成 1 3 年 1 1 月 2 6 日 第 1 9 回 循環型 廃棄物 処理 施設 対策 本部 会議

・ 戸本管理者（焼津市長）との協議結果に基づき、助宗地区が最終候補地として決定する。その上で、関係者への説明の内容と方法について検討が行われている。

・ 藤枝市における候補地の最終正式決定は、1 1 月 2 6 日となる。その後関係各方面への説明などが行われるが、4 月から約半年余りにわたる密室での議論に基づく意思決定であり、きわめて妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

< 発表日程 >

12月21日： 藤枝市議会・志太広域組合理事会への報告

直前： 地元自治会役員への説明

正式発表後、すみやかに戸本管理者（焼津市長）と松本市長（藤枝市長）が地元を訪問する。

焼津市長から岡部町長と大井川町長に説明

となっており、広域二市二町の住民にも地元住民にも一切事前の説明がないまま、直前まで発表しない姿勢が明らかとなっている。

（14）平成13年12月14日第20回 循環型廃棄物処理施設対策本部会議

・関係方面への説明のスケジュール及び内容について最終確認が行われている。

・12月19日午前中に、藤枝市議会代表者会議に報告した後、同市議会の志太広域組合理事会委員に説明が行われることとなった。市議会全体に対する説明や報告は行われていない。その後、同日午後、志太広域組合理事会へ報告され、正式に決定する段取りとなった。

・12月21日午前、志太組合議会終了後、全体協議会において報告し、午後、記者発表、同日夕方、地元自治会役員への挨拶（管理者と藤枝市長）という段取りが合意されている。

一連のプロセスは地元だけでなく、議会も軽視されているように見受けられる。用地選定の経過については、いっさい具体的な説明は行わないことで合意され、非民主的な手続きとなっている。最終的に、候補地選定要件として示された内容は、

- 1．概ね5ヘクタール程度の用地が住宅移転を要せずに確保できること。
- 2．施設の設置により地域の活性化や振興が期待できること。
- 3．土地利用や交通アクセスの面で適合性が高いこと。
- 4．比較的早期に実現の可能性が見込めること。

の4点に集約されているが、いずれも事業者の都合であり、事業のやりやすさが優先されている。1．の面積規模についても付帯施設を考慮した面積であり、必ずしも必要最小限のものではない。2．はそもそもこのような施設の立地が地域活性化や振興につながると考えること自体に問題がある。また、3．として「適合性」を挙げているが、適合性以前に、環境面からの許容可能性について検討すべきである。搬入車両の影響については一部触れられているが、肝心の焼却施設の煙突からの有害化学物質の影響やリスクについて、一切言及していないで、土地利用や交通アクセス画からの適合性のみを要件とすることは問題である。4．は現焼却施設の使用期限が近づいていることを前提としたものであり、100%事業者の都合である。

助宗地区については、同施設の建設が「将来の地域振興に弾み期待できる地区」と判断しているが、その根拠は明確に示されていない。将来の地域振興とは具体的にどのようなことを想定しているのか説明する責任がある。

・補足説明を求められた場合の「候補地選定経過説明資料（補足）」が用意されているが、その中でも具体的な選定プロセス、地名等については一切触れられないこととなっている。平成11年度に志太広域組合が委託したコンサルタントの名称と委託費用について明らかにする必要がある。

その後、「平成13年4月、志太広域事務組合の理事会において、施設建設候補地を藤枝市内に求めるとの

決定を受けた後、藤枝市独自の用地選定作業に着手した」とあるが、実際には、平成11年度の志太広域組合の委託によって選ばれた藤枝市内の13カ所の候補地をベ-スに検討を行っているに過ぎず、唐突に途中から第14番目の候補地として「助宗地区」を出してきている点がきわめて不自然であり、妥当性がない。選定の経過は概ね次のような流れとなっている。

<第一段階：14カ所>

・志太広域組合が委託によって選定した13地点と藤枝市独自の候補地1地点の合計14地点から選定を行うこととした。

(しかし、実際には、藤枝市独自の候補である助宗地区が候補として加わったのは4月26日の時点で13地点から9地点を除外した後に加えられたものであり、最初から助宗地区が候補となっていたわけではない点に留意すべきである。)

第一段階の選定要件

ア．最低2.5haの敷地面積が確保できること。

イ．敷地の短辺の長さが概ね100m以上確保できること。

ウ．地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

のわずか3項目であり、選定要件としては、きわめて不十分である。

<第二段階：14カ所 5カ所へ>

・候補地の絞り込みに際して考慮した要件は以下の通り。

第二段階の絞り込み要件

ア．付帯施設や周辺への影響を考慮し、概ね5ha程度の敷地面積が確保できること。

イ．地域が比較的未開発で、今後の地域活性化が期待できること。

ウ．施設用地として、比較的早期に実現可能と見込まれること。これらは、いずれも地元へのアメを優先に考慮したものであり、選定要件としては適切とは言えない。また事業の早期実現は、事業者の都合であり、環境リスク等に関して、地元住民への配慮がまったく盛り込まれていない。

<第三段階：5カ所 3カ所へ>

さらに候補地を絞り込むために、次の条件から2地点を除外し、まちづくりのイメージ、コンセプトをコンサルタントに委託し、土地利用計画を策定して検討した。

第三段階での除外要件

ア．山間地であり、アクセス道路の整備が困難であること。

イ．すでに土地利用計画が事業化されており、市として土地利用の変更を行うことが不適切と判断されること。

この段階で上記理由から除外されるということは、当初の選定要件が不十分であったことを示すものである。また、地元の意向も把握せず、「まちづくり」のイメージや、土地利用計画などを描くこと自体時期尚早であり、的はずれと言わざるを得ない。

<第四段階：3カ所 1カ所（助宗地区に決定）>

選定理由

付帯施設整備を含め概ね5haの用地が確保できる可能性が高い。

現況土地利用状況から、新処理施設に伴う関連事業等の展開が期待できる。

付帯施設の整備や環境事業等の進展に伴い、雇用の場や地域の活性化が期待できる。

とあるが、環境面からは土地の面積のみが要件としてあげられており、きわめて不十分である。また、
については、具体的にどのような関連事業の展開が期待できるのか、環境事業の進展が見込まれるのか、雇用の場の確保・地域活性化が見込まれるのかについての説明がなく、住民を納得させられる内容とは言えない。

除外理由

ア．周辺土地利用を考慮した場合、関連事業等の展開が見込みにくいと判断されること。幹線道路計画が不透明な状況において、今後の施設整備計画との整合を図るのに困難が予想されること。

イ．周辺の住宅化が進展し、施設を核にした地域の発展性が期待できず、現状の土地利用との整合が認められないこと。また、当該地域に別の開発計画があり、それを阻止することは住民の利益を阻害するおそれがあると考えられること。

とあるが、助宗地区の周辺の土地利用は優良農地であり、基幹産業である茶畑がひろがっていることを考慮すれば、決して整合がとれるとは考えられないことから、除外理由アは妥当ではない。また、周辺の住宅化の進展や既存の開発計画の進行状況などは、行政の立場から当然事前に把握できるものであり、当初の選定要件、選定プロセスがきわめてずさんであったことを裏づけるものである。